(新旧対照条文一覧)

(本則)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)・・・・

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (平成二年通商産業省令第四十 号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
(包括委任状)	(包括委任状)
第六条 (略)	第六条 (略)
2 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならない。	2 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならな
ただし、商標法条約に基づく規則、特許法条約に基づく規則20	ただし、商標法条約に基づく規則、特許法条約に基づく規

略

定

3 •

モデル国際様式によりすることもできる。

①又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定める

表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない でする手続を除く。 げる手続(別表第 、特定手続の指 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲 一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同 以下「特定手続」という。)とする。

五十一 ~ 五 十 商標法第七 新案法第五十四条の二第十項、 納付した手数料に関する特許法第百九十五条第十一項、実用 った者が特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して 十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行 第二十三号、 第一号から第四号まで、第十五号、第十八号、第十九 (略) 十六条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の 第二十六号、第三十号、第三十一号、第三 意匠法第六十七条第七項及び

> で定めるモデル国際様式によりすることもできる。(1)又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則 ただし、 商標法条約に基づく規則、 特許法条約に基づ で定める く規 則 20

3 • 略

特定手続の指定

第十条 でする手続を除く。 表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によら げる手続 一 5 五 十 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、 (別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同 (略) 以下「特定手続」という。)とする。 次に掲

五十一 新案法第五十四条の二第十項、 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納 納付した手数料に関する特許法第百九十五条第十 つた者が特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して 十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行 第二十三号、 第一号から第四号まで、第十五号、 第二十六号、 意匠法第六十七条第七項及び 第三十号、 第十八号、 第三十一号、 の手数料 - 項、 め 返還 実用

五十二・五十三(略)

五十四 特許法第百八十六条第一項(実用新案法第五十五条第五十四 特許法第五十五条第一項(支持)

て調製した部分に記録されている事項の証明の請求用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもっ一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一五、特許法第百八十六条第一項(実用新案法第五十五条第二十五、特許法第百八十六条第一項(実用新案法第五十五条第二十五

十二・五十三 (略)

五.

だし書 用する場合を含む。 記録されている事項の証明の請求 項に規定するファイル(以下単に に対する審判に係るものを除く。 該当する場合及び国際意匠登録出願に係る情報 項本文に規定する情報について請 一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第 一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二 特許法第百八十六条第一 (実用新案法第五十五条第一 次号及び第五十六号におい 項 求する場合であっ 「ファイル」という。 (実用新案法第五十五条第 (特許法第百八 について請求する場合を 項におい て読み替えて準 て同じ。 (拒絶査定等 十六条第三 て同項た

古であって同項ただし書に該当する場合を除く。) 一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第 一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第 一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第 一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第 一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第 一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第

いて請求する場合であって同項ただし書に該当する場合を除一項とは商標法第百八十六条第三項本文に規定する情報につ用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求(特許法第百八十六条第一項の規定による特許原簿、実一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第五十六 特許法第百八十六条第一項(実用新案法第五十五条第五十六 特許法第百八十六条第一項(実用新案法第五十五条第

して行う閲覧の請求「「「「「「「「「「」」」」である。「「「」「「「」」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」では、「「」では、「「」では、「「」では、「「」では、「「」では、

五十八 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求

五十九~六十三 (略)

(特定処分等の指定)

のとする。 より文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるもは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しく

一 特許法第十三条第四項(実用新案法第二条の五第二項、意

く。)

五十七 おいて同じ。 準用する特許法第百八十六条第三項本文に規定する情報につ 。)を使用して行う閲覧の請求(法第十二条第三項において 者の使用に係る電子計算機(特許庁の使用に係るものを除く 項において準用する特許法第百八十六条第三項本文に規定す 五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。 案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含 る情報について請求する場合であって同項ただし書 いて請求する場合であって同項ただし書(実用新案法第五十 次号において同じ。 法第十二条第一項の規定による請求 (法第十))に該当する場合を除く。 に該当する場合を除く。 (実用新 をした 一条第三 次号に

場合を除く。)

五十九~六十三 (略)

(特定処分等の指定)

のとする。 より文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるもは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しく

特許法第十三条第四項(実用新案法第二条の五第二項、意

場合にする手続を除く。)に係るものを除く。)の却下の処 する場合を含む。 法附則第二十七条第二項 匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項 査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している による次に掲げる手続 項の第二欄に掲げる手続)において準用する場合を含む。)の規定 (別表第一の一から四まで、六及び七 (同法附則第二十三条におい (平成十二年一月一日以後に拒絶 . て準用 及び 同

号に掲げるものに限る。)並びに国際意匠登録出願に係る 求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除 び第五十二号に掲げる手続 第十条第十六号、 十七号まで、 に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。)から第四 第十条の規定による特定手続 第六号から第四十二号まで、 第四十五号から第四十七号まで、 第四十九号から第五十二号まで及び第六十 第二十号、第二十五号、第三十八号、 (拒絶査定等に対する審判を請 第四十三号 (同条第一号から第四号ま 第五十 (国際出願 一号及 第

ロ〜リ 略

ヌ 外の 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失の 対規定の対 適用を受け たい旨を記載した書面 の提出

ヲル 略

意匠法第六 略 条の一 士 一第 項 0 規定による請

特許法第十七条第一項若しくは第三項 意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七 (法第四十一条第 -七条第

> 場合にする手続を除く。)に係るものを除く。)の却下の処 する場合を含む。)において準用する場合を含む。 法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用 匠法第六十八条第二項 査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している の項の第二欄に掲げる手続 による次に掲げる手続(別表第一の一から四まで、 並びに商標法第七十七条第二 (平成十二年一月一日以後に拒絶 六及び七)の規定 人及び同

判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするも 三十九号、 号に掲げるものに限る。)並びに国際意匠登録出願に係る を除く。) から第五十二号までに掲げる手続 第十条第十六号、 十七号まで、 に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。 第十条の規定による特定手続 第六号から第四十二号まで、 第四十五号から第四十 第四十九号から第五十二号まで及び第六十 第二十号、 第二十五号、 (同条第一号から第四号ま 第四十三号(国際出願等 七号まで及び第五 (拒絶査定等に対する審 第三十八号、) から第四 + 第

イ

ロ~リ (略)

(新設)

(新

ヌ

ョル ~ 特カ 項、 特許法第十七条第一 意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七 項若しくは第三項 (法第四十

を含む。 則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合 実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、 号ソにおいて同じ。)において準用する場合を含む。)、 三条第二項 からタまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正 十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附 項 この号ソにおいて同じ。)及び同法附則第十七条第一項 〔同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 おいて準用する場合を含む。)において準用する場合を 項及び同法附則第二十七条第二項 (同法第六十八条第四項において準用する場合を含む この号ソにおいて同じ。)若しくは特許法第百三十 この号ソにおいて同じ。)の規定によるこの号ロ (意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第 (同法附則第二十三条 意匠法第六 この

ソ (略)

する場合を含む。 則第二十三条において準用する場合を含む。 法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項 案法第二条の五第二項、 特許法第十八条の二第一項 第十八号、)の規定による第三十四条の二第十号、第 第十九号、 意匠法第六十八条第二項並 (法第四十一条第二項、 第二十三号、第二十四号及び)において準用 びに商 (同法附 実用新 標

からカまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の を含む。 則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合 号夕において同じ。)において準用する場合を含む。 三条第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第 において準用する場合を含む。) において準用する場合を 実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、 含む。この号夕において同じ。)若しくは特許法第百三十 十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附 一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む この号夕において同じ。)及び同法附則第十七条第一項 . 同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 (及び同) この号夕において同じ。)の規定によるこの号 法附則第二十七条第二項 (同法附則第二十三条 意匠法第六 補 正

タ (略)

する場合を含む。)の規定による第三十四条の二第十号、 則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用 十 法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第1 案法第二条の五第二項、 特許法第十八条の二第一項 <u>-</u> 号、 第十八号、 第十九号、 意匠法第六十八条第二 (法第四十一条第二項、 第二十三号、 第二十四号及び 項並びに商 項 (同法附 実用

含む。)の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五 の規定による口座振替による納付の申出を除く。)及び第一 (法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を 号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の 項(法第十六条において準用する場合を含む。) 申

四~六

号イからソまでに規定する手続の却下の処分

又はこれらの取消し 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定 (次のイからホまでに掲げるものを除く

(削る)

イ・ロ

略

ハ~ホ 略

八 · 九

、特定通知等の指定

第二十三条の四 する。 る手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)と は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げ 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又

項及び同法附則第二十七条第二項 一項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二 法第七条第二項、特許法第十七条第三項 若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項(これ て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 (同法附則第二十三条にお (法第四十一条第

> 号イからタまでに規定する手続の却下の処分 の規定による口座振替による納付の申出を除く。 条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。) 含む。)の規定による見込額からの納付の申出及び法第十五 第二十九号から第三十一号までに掲げる特許 出 (法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を) 及び第 納付の申

四~六

七 又はこれらの取消し 審判長、審判官又は審査官が行う審決、 (次のイからへまでに掲げるものを除く 査定若しくは決定

イ・ロ 略

又はこれらの 国際意匠登録出願に係る審査官が行う査定若しくは決定 、取消し

ニ 〜 〜

八 九

(特定通知等の指定

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又 する。 る手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)と は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げ

項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条にお 二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二 若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項(これ て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 法第七条第二項、 特許法第十七条第三項 (法第四十一条第

用する場合を含む。 等の納付の申出 おいて同じ。 この条において同じ。 合を含む。 及び法第十五条の二第一 十三条第一号イからソまでに規定する手続及び第三十四条の 案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二 附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条に 一十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料 同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 の補正の命令 規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第)の規定による口座振替による納付の申出を除 第十一号、)において準用する場合を含む。 (法第十五条第一項(法第十六条において準)の規定による見込額からの納付の申)及び同法附則第十七条第一項 第十八号、 項 (法第十六条において準用する場 第十九号、 第二十三号、)又は実用新 同 以 第 出 下 項 <

則第二十三条において準用する場合を含む。)において準 特許料等の 匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則 する場合を含む。)又は特許法第百三十三条の二第二項 法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項 案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並 一条の二 特許法第十八条の二第二項 準用する場合を含む。 十三条第一号イからソまでに規定する手続及び第三十 一十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる 納 一項において準用する場合を含む。)の規定によ 付の申出 第十 一号、 (法第十五条第 第十 0 (法第四十一条第二項、 規定による見込額からの納 -八号、 項 第十九号、)見込額からの納付((法第十六条にお びに商 第二十三 (同法附 実用新 (意 甪

> 用する場合を含む。 この条において同じ。 らの規定を意匠 合を含む。)の規定による口座振替による納付の申出を除く 及び法第十五条の二第一 等の納付の申出 案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第一 おいて同じ。)において準用する場合を含む。)又は実用新 附則第二十三条において準用する場合を含む。 二第十号、 二十四号及び第二十九号から第三十 十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十四条の)の補正の命令 (同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 第十一号、 |法第五十二条並 (法第十五条第一)の規定による見込額からの納付の申)及び同法附則第十七条第一項 第十八号、 項(法第十六条において準用する場 びに商標法第五十六条第 項 第十九号、 (法第十六条において準 一号までに掲げる特許料 第二十三号、 以下この条に (同法 以下 項 出

特許料等の納付の申出 四条の二第十号、 する場合を含む。)又は特許法第百三十三条の二第二項 則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用 法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項 案法第二条の五第二項、 る第二十三条第一号イからタまでに規定する手続及び第三十 第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定によ 匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則 特許法第十八条の二第二項 て準用する場合を含む。 第二十四号及び第一 (法第十五条第 一十九号から第三十 号、 意匠法第六十八条第二項並びに商 の規定による見込 第十八号、 (法第四十一条第1 項 (法第十六条にお 号までに掲げる 九 領か 号、 項、 (同法附 実用 付

を除く。)をした者に対する却下の理由の通知する場合を含む。)の規定による口座振替による納付の申出の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用

三~十四 (略)

同令第五十条の十三第二項に規定する決定の謄本の送付第五十条の十五第三項において準用する場合を含む。)又は第百六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定十五 特許法第五十三条第一項(同法第百五十九条第一項及び

十六~二十四 (略)

二十五 則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項にお 場合を含む。)、特許法第十八条の二第一 第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第 意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項にお 七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項 いて準用する場合を含む。)に規定する特許法第十八条 て準用する場合を含む。 一十三条において準用する場合を含む。)において準用する 一項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条 において準用する場合を含む。)、特許法第百三十三条第 (意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び (実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法 特許法第百八十九条(実用新案法第五十五条第二項、 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 実用新案法第二条の五第二項、)の規定による特許法施行規則第十 意匠法第六十八条第 項(法第四十一条 (同法附則第 施行規 (法

を除く。)をした者に対する却下の理由の通知する場合を含む。)の規定による口座振替による納付の申出の申出及び法第十五条の二第一項(法第十六条において準用

三~十四 (略)

送付

「は同施行規則第五十条の十三第二項に規定する決定の謄本の則第五十条の十五第三項において準用する場合を含む。)又則第五十条の十五第三項において準用する場合を含む。)の規定第百六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定十五 特許法第五十三条第一項(同法第百五十九条第一項及び

十六~二十四 (略)

二十五 三項 第二項 六条 二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条 場合を含む。)、特許法第十八条の二第一項(法第四十 二十三条において準用する場合を含む。) において準用する 第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第 いて準用する場合を含む。)に規定する特許法第十八条 則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第 意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項 第二項、実用新案法第二条の五第二項、 て準用する場合を含む。)の規定による特許法施行規則第十 七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項 において準用する場合を含む。 (実用新案法施行規則第二十三条第一項、 (意匠法第五十二条並びに商標法第五 特許法第百八十九条(実用新案法第五十五条第二 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 特許法第百三十三条第 意匠法第六十八条第 -六条第 意匠法施行規 (同法附則第 一項にお 気におい · 条

謄本の送達 二十三条第 標法第五十六条第一 実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含 準用する場合を含む。)、 許法第百三十三条の二第一項 法附則 若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第 第十七条第一 号ロからソ 項及び同法附則第十七条第一項におい 項において準用する場合を含む。 までに規定する手続の却下の処分の 特許法第百八十四条の五第三項 (意匠法第五十二条並びに て 商 $\overline{}$

一十六~三十 略

指定特定手続以外の指定特定手続等の指

第三十四条の二 十九号、 八号、 項の第二欄に掲げる手続に係る手続 でに掲げる手続であって別表第一の一から四まで、 三十三号まで及び第四 いる場合にする手続を除く。)並びに第十号、第十一号、第十 に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属して 前にされたものを除く。 次に掲げる手続に係る手続 九号、 第十九号、 第三十号、 第十二号、 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は 第二十三号、 第三十五号及び第三十八号から第四十号ま 第十五号、 十二号に掲げる手続であって法の施行の)とする。 (第一号から第三号まで、 第二十四号、 第十六号、 (平成十二年一月一日以後 第二十二号、 第三十一 六及び七の 号から第 第八号 第二

略

十四四 \mathcal{O} 返還の請求 特許法第百九十五条第十一 第三十号、 (第十条第一号、 第三十一号、 第十八号、第十九号、 項に規定する過誤納の 第三十八号から第四十一号ま 第二十 手数料

> む。 謄本の送達 二十三条第一号ロからタまでに規定する手続の却下の処分 実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含 準用する場合を含む。)、特許法第百八十四条の五第三項 標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項にお 特許法第百三十三条の二第一 同 法附)若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第 則 第十七条第 項におい 項 て準用する場合を含む。 (意匠法第五十二条並びに 1 7 商

二十六~三十 略

定

第三十四条の二 の日前にされたものを除く。 ら第三十一号まで及び第四十号に掲げる手続であって法の 第十八号、 している場合にする手続を除く。)並びに第十号、 以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係 七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続 号までに掲げる手続であって別表第一の一から四まで、 十七号、 第九号、 次に掲げる手続に係る手続 指定特定手続以外の指定特定手続等の指 第二十八号、 第十二号、 第十九号、 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続 第二十三号、 第十五号、 第三十三号及び第三十六号から第三十八) とする。 (第一号から第三号まで、 第十六号、 第二十四号、 (平成十二年一月 第二十二号、 第一 第十一号、 一十九号か 六及び 第八号 施 一日 第

く 十 三 略

十四四 六号、 \mathcal{O} 返還の請求(第十条第一号、 特許法第百九十五条第十一 第三十号、 第三十一号、 第十八号、 項に規定する過 第三十八号から第四十 第十 誤納の -九号、 手数料 一号ま

付した手数料に関するものに限る。)五条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納で及び第五十二号に掲げる手続を行った者が特許法第百九十

十五~二十 (略)

た手数料に関するものに限る。)
第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付し第一項及び第二項の規定により当該特定手続と第五十四条第五十二号に掲げる手続を行った者が実用新案法第五十四条手数料の返還の請求(第十条第二号、第十八号、第二十三号十一 実用新案法第五十四条の二第十項に規定する過誤納の一十一 実用新案法第五十四条の二第十項に規定する過誤納の

二十二~二十四 (略)

| の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出|| 二十五 || 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失|

一十六(略)

手数料の返還の請求
「十七」意匠法第六十条の二十二第一項の規定による個別指定

限る。)

「十八」意匠法第六十七条第七項に規定する過誤納の手数料の別で、
「十八」意匠法第六十七条第一項及び第二項の規定
「一方」の一方。第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる
「一方」で表示。第十八号、第二十六
「一十八」意匠法第六十七条第七項に規定する過誤納の手数料の

一十九~三十三(略)

八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行っ返還の請求(第十条第四号、第十八号、第二十六号、第三十一十四 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の

付した手数料に関するものに限る。) 五条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納で及び第五十二号に掲げる手続を行つた者が特許法第百九十

十五~二十 (略)

た手数料に関するものに限る。) 第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付し第一項及び第二十一号、第三十一号、第三十一号、第三十一号、第三十八号から第四十号まで及び第三十号、第三十一号、第二十三号、第十八号、第二十三号 実用新案法第五十四条の二第十項に規定する過誤納の

一十二~二十四 (略)

(新設)

二十五 (略)

(新設

限る。)

「限る。)

「限る。)

「大力」

一十七~三十一 (略)

八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行つ返還の請求(第十条第四号、第十八号、第二十六号、第三十三十二 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の

特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。)た者が商標法第七十六条第一項及び第二項の規定により当該

三十五~四十三 (8

(読み取り専用光ディスク等による公報の発行)

第三十五条 (略)

2 を自動公衆送信 有線放送に該当するものを除く。 衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は る電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自 であって特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ンターネットに接続された自動公衆送信装置 に記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合 公衆送信 とする。 用に供する部分に記録され、 おいては、 法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項 (公衆によって直接受信されることを目的として公 当該情報に改変を防止するための措置を講じ、 する機能を有する装置をいう。)を使用するも 又は当該装置に入力される情報 以下この項において同じ。) (公衆の用に供す 1 ル

(準 用)

第六十条の十 術調査業務 十二条の二 特定登録調査 第四十三条中 と読み替えるものとする。 第四十二条の二、第四十三条及び第四十八条の規 前条 機関に準用する。 とあるのは |情報処理業務| 第六 この場合におい 十条の三及び第六十条 とあるのは . て、 「先行技 第四

特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。)た者が商標法第七十六条第一項及び第二項の規定により当

三十三~四十一 (略

(読み取り専用光ディスク等による公報の発行)

第三十五条 (略)

2

を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。 有線放送に該当するものを除く。 衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、 動公衆送信 る電気通信回線に接続することにより、 ンターネットに接続された自動公衆送信装置 においては、 に記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合 であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイ 用に供する部分に記録され、 とする。 法第十三条第二項の規定により特許 (公衆によって直接受信されることを目的として公 当該情報に改変を防止するための措置を講じ、 又は当該装置に入力される情報 以下この項におい 公報等に掲載すべ その記録媒体のうち自 (公衆の用に供す)を使用するも て同じ。 放送又は き事 1

(準用)

み替えるものとする。 中「前条」とあるのは「第六十条の二及び第六十条の三」と読中「前条」とあるのは「第六十条の二及び第六十条の三」と読定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、同条第六十条の十 第四十二条の二、第四十三条及び第四十八条の規

_	1	9	_